

2023年12月5日

地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会設置要綱の 改正案について

1. 改正の趣旨

本年度の懇談会の開催準備中において、設置要綱に任期の記載の有無について意見をいただいたため、それに対応した改正を行う。

2. 改正内容

現在、委員の委嘱については、毎年度での手続きをさせていただいているため、その実態に合うように、次の文を第4条（構成）に追記する。

- 3 構成員の任期は、1年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げないこととする。

(改正案)

地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会設置要綱

平成 21 年 11 月

令和 5 年 12 月一部改正

(名称)

第 1 条 本組織の名称は、地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会（以下「懇談会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 地理空間情報に係る情報と課題認識について、北海道地区における産学官の間で共有化を図り、もって、地理空間情報の効果的な活用を推進することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する意見交換、情報提供等を行う。

- (1) 地理空間情報の活用推進に係る重要課題
- (2) 地理空間情報の活用推進に係る具体的施策の動向等
- (3) 地理空間情報に係る関連産業、技術・研究開発等の動向等
- (4) 地理空間情報に係る学術分野の動向等
- (5) 防災に関する地理空間情報に係る動向等
- (6) その他地理空間情報に関し産学官が連携して取り組むべき課題

(構成)

第 4 条 懇談会は、産・学・官の機関や団体などの個人をもって構成する。

2 必要に応じて、地理空間情報に関し知見を有する者を懇談会に出席させることができる。

3 構成員の任期は、1 年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げないこととする。

(事務局)

第 5 条 懇談会の事務を処理するため、国土地理院北海道地方測量部に事務局を設置する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、懇談会に諮り定めるものとする。